

会の構図が大きく動揺していることを意味し、今後のクウェート議会の展望をみるうえでも有益である。第二の本書の意義は、セミ・デモクラシーとしてのクウェート議会における制度的な問題を指摘したことである。現行制度としてクウェートにおける議会は行政に対する責任を負わず、政府を監視する機能に特化している側面がある。その最たる手段が議員による問責質問の提出であるが、近年の問責質問の急増は政府による政策執行を妨げ、むしろ政治混乱を引き起こしているのが現状である。筆者は特に2006年の選挙制度改革以降、大選挙区制の導入によって議員個人の業績が重要視されるようになったことをその影響として指摘しているが、湾岸諸国における民主化の過程を野党勢力による議院内閣制の実現を目指す動きとするならば、この制度的問題はクウェート議会の抜本的な改革の必要性を示唆するものになる。

以上のように本書は湾岸地域研究における極めて優れた労作であるものの、あえて問題点を挙げるとするならば、クウェート議会におけるシーア派系議員の役割についての言及が限られている点がある。会派レベルでの政党の組織化を議論した本研究からは、会派をまたぐシーア派議員の動向はその論旨から外れるかもしれないが、2009年には9議席を獲得し、伝統的に親政府的な姿勢を採り続けるシーア派系議員の存在は特徴的であり、彼らの動向と政府やその他の政治勢力との相互関係について検討することも、クウェート議会の1つの側面を見るうえで重要だと思われる。また、クウェートは中東湾岸諸国の中でも特に言論の自由が保障され、現地においても政治的な議論も活発である。そのため先行研究など外部からの視点に加え、現地の研究者によってクウェートの民主化過程についてどのような議論が展開されているのかを、より詳細に言及することが地域研究の立場から必要なのではないかと感じられた。

本書は主に1999年から2010年までの期間におけるクウェートとバハレーンの民主化過程が分析されており、「アラブの春」が起きた2011年以降の政治過程の分析は後の成果が待たれるところである。アラブの春はクウェート、バハレーンにも大きな影響を及ぼし、目まぐるしい政治変動が続いている。本書における緻密な分析は、湾岸諸国における現在の政治状況のその背景を理解し、その展望をみる上でも極めて有益であり、湾岸地域のみならず中東政治に関心を持つ者にとって参照されるべき一冊だと言えよう。

(大道 峻 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

Nathan J. Brown. 2012. *When Victory Is Not an Option: Islamist Movements in Arab Politics*. Ithaca: Cornell University Press, xii+260pp.

アラブ諸国における民主化の議論は1つのパラドックスに悩まされてきた。安定した政治体制を求めると、軍部主導の権威主義体制が樹立されてしまい民主的な制度が生まれえない。かといって民主的な制度の下で選挙を実施すると、不安定な政治体制が生まれてしまう。大衆的な支持基盤を持つ社会組織がイスラーム運動組織に限られており、イスラーム運動組織に票が流れると、体制派や世俗派との対立が生じ、国内が不安定な状態となってしまう。1991年のアルジェリア、2013年のエジプトはそれを如実に示している。イスラーム運動組織の政治活動に関する旧来の研究は「イスラームと民主主義」、すなわちイスラームが民主主義と相容れるのかどうかといった問いに重点が置かれていた。しかし、近年の研究はそうした政治文化的解釈から目を転じ、イスラーム運動組織

がいかなる形で政治活動を行っているのかという点に関心が向けられている。本書もそのような新しい研究動向に沿った形での議論が行われる。

本書は全9章から構成されている。以下、各章を概観する。

第1章では準権威主義体制におけるイスラーム運動の議論が概観され、各章の構成が述べられる。本書が対象とする政治体制として準権威主義体制が挙げられる。準権威主義体制とは、体制への反対勢力が運動を組織し選挙に参加することは認めるものの、政府を形成する一切の権利を否定する体制である。完全な権威主義体制は運動の組織は可能であるものの、選挙への参加が認められない。民主主義体制では選挙への参加によって反対勢力が勝利することが認められる。すなわち、民主主義体制においては全ての政党が選挙で勝利して政府を形成しうる。したがってこれらの中間類型として準権威主義体制が定義される。本書はまたイスラーム運動を分析の対象とする。

具体的な対象として、エジプト、ヨルダン、クウェート、パレスチナというアラブ4ヶ国におけるイスラーム運動に着目する。これらのイスラーム運動はエジプトのムスリム同胞団をモデルとし、広範な社会活動を行う裾野の広い運動である。イスラームの教えに適合するように個人と社会を改革することを目標とする運動であり、その活動は政治領域に限られず慈善事業など様々な社会活動に及ぶ。これらを対象として、著者は「包摂－穏健化」仮説を批判的に検討する。この仮説は、急進的な社会組織は政治プロセスに参加し、包摂されることにより穏健な社会運動組織へと変化するというものである。同仮説は民主的な選挙が存在し、政治運動は選挙における勝利を選挙の参加目的とするという点を前提とする。しかし、「包括－穏健化仮説」のこの前提は本書の対象とするアラブ諸国においては適合しない。まず選挙が民主的システムの下で施行されていない。さらにイスラーム運動は政治参加に対する関心を高めているものの、勝利を目的として選挙に参加しているようには見えず、むしろ敗北が明確な場合に参加することさえもある。そのような認識から、本書は民主政治の政党システムへの影響を問う「包括－穏健化仮説」を修正し、「政治化」という概念を用いる。「政治化」は既存の政治システムの規定や制約の下でイスラーム運動が政治参加に対してエネルギーを集中させる程度を表す概念として定義される。これらの定義の下で各章が論じられていく。

第2章では準権威主義体制の政治が論じられる。著者は準権威主義体制に関する政治体制論の議論を批判的に検討する。1980年代、1990年代の政治体制論においては、非民主主義体制においていかに民主的な選挙が実現できるかという視点から論じる傾向をもつ立場が見られる。この立場はやがて民主主義に政治体制が到達することを前提とした議論であり、そのような立場からは研究対象の政治システムを正しく理解できないと著者は批判する。一方で、この問題を避けようとして機能主義に傾きすぎる立場にも批判的である。機能主義的立場は政治体制が継続する機能に着目する。しかし、体制の継続性に着目しすぎるあまり選挙といった民主主義的要素の一部に目が届かなくなり、準権威主義体制と完全な権威主義体制との差異を見逃してしまう。

著者は以上のような2つの極端な立場から距離を置き、準権威主義体制を体制継続のための豊かな資源を持つものの、場当たりの行動をとるものとして捉える。この立場の下でアラブ諸国の準権威主義体制がイスラーム運動に与える影響を論じるとどうなるだろうか。準権威主義体制は選挙の実施にあたってルールを頻繁に変更するのであり、イスラーム運動はルールに従った上での行動のみならず、ルールの頻繁な変更の中での行動についても着目していくこととなる。またこうした視点から、アラブ諸国の選挙は正当性をめぐった闘争ではなく、政治的反対運動の境界と条件を巡った交渉の繰り返しの機会として捉えるのが最も理に適うと論じられる。

第3章ではイスラーム運動の性質が論じられる。ここでは西欧世界におけるキリスト教民主主義、社会民主主義、急進右派、急進左派運動の経験との比較が行われる。これらの社会運動は政治的目標に限られない広範な目標を掲げる大衆運動として政党活動を行うという点でイスラーム運動と共通性を持つ。そしてこれらの社会運動が政治化されていくプロセスが「時間の経過と共に、参加への本質的な報酬と他の戦略に対する本質的なリスクを与える政治プロセスにおいては、あるシステムの周縁に位置する運動は政治化され、法的で平和的な政治活動の枠内でその目標を守るべく活動するようになる」(p.42)というテーゼの形で示される。

第4章では本書の扱うイスラーム運動のモデルが論じられる。4つの事例であるエジプト、ヨルダン、クウェート、パレスチナにおいては、いずれもエジプトのムスリム同胞団に由来するイスラーム運動が見られる。本章はムスリム同胞団の歴史的展開を踏まえつつ、組織形態の特質、イデオロギー的な立場、イデオロギーと組織の相互的な影響関係という観点から、4事例のイスラーム運動を同一類型のイスラーム運動としてモデル化している。組織形態、イデオロギー的な立場は柔軟なものであり、準権威主義体制の頻繁な制度変更に対してイデオロギーを適応させることができる。またイデオロギーの柔軟な適応に対して、組織を再形成することもできる。こうした柔軟性によってイスラーム運動は準権威主義体制のもとであっても運動の目標を見失うことなく、苛烈な弾圧の時期を乗り切ることが可能なのである。

第5章では準権威主義体制の行動の変化とそれに対するイスラーム運動の反応が4つの事例それぞれについて説明される。4つの事例から準権威主義体制とイスラーム運動の行動は以下のように論じられる。準権威主義体制は政治空間を一定程度開放するが、体制のその時々ニーズによって頻繁に政治空間のルールが変更され、反対派の選挙での勝利の機会は奪われる。イスラーム主義運動は柔軟で、適応的で、立ち直りが早いという特徴を備えており、準権威主義体制の政治空間の開放に対して政治空間への関心を強めるものの、政治ルールの信頼性・開放度の低さのためにそのプロセスは試行錯誤に彩られる。

第6章ではイスラーム運動に対して準権威主義体制下でのイスラーム運動の政治参加が及ぼす組織面での影響が4事例の検討を通して論じられる。イスラーム運動は準権威主義体制の政治空間の開放に対して組織の形を政治活動に適する形へと再編することでその恩恵に与ろうとする。しかし、政治領域に限られない広範な組織的目標を掲げているために組織の再編の在り方に対して組織内部に様々な立場がとられ、調整は容易でない。そのため、その再編はゆっくりとしたものであり、組織内部の軋轢を生じさせる。しかも、政治空間の開放が部分的である上に開放の領域が変わりやすいものであるために、イスラーム運動は引き返すことができないほど深く政治参加への道を歩むことへは警戒心を示す。結果として、イスラーム運動は政治に対してある程度の投資を行おうとするが、そうした活動に対して継続的な関与を必要とする局面で躊躇することになる。

第7章では準権威主義体制下でのイスラーム運動の政治参加が及ぼす運動のイデオロギーに対する影響が検討される。本章では権利や自由、イスラーム、準権威主義体制への反対活動の程度、民主主義という4つの観点について、イデオロギー面の変化が4ヶ国の事例をもとに分析される。準権威主義体制による政治空間の開放、政治的機会の増大はイスラーム運動のイデオロギーを変化させる。イデオロギー的指針をより一般的なものに変化させ、大衆への訴えを強めるのである。しかしイスラーム運動は個人と社会をイスラームの教えに沿うように改革するという目標自体は堅持しようとするため、イデオロギー的指針の一般化は根本の目標との間で緊張を生む。しかも政治空間の開放が限定的であるために、イスラーム運動が政治参加を強めることによって目標を実現できる

程度は限定的である。したがって、組織形態と同様、イスラーム運動はイデオロギー的な変化についても政治化を貫徹しようとはしない。政治に対してははっきりとしたイデオロギー的な関与を行わないことにより、準権威主義体制の歓心を買いつつ多様なアクターにイデオロギーを訴えることが可能となるのである。

第8章ではイスラーム主義運動の政治参加が政治システムや社会に与える影響が論じられる。ここでは2つの観点が用いられる。第一に、手続き的な民主主義理解の観点が挙げられる。これは民主主義を国家構造に現れるものとして理解する立場である。この立場から準権威主義体制の根本的な体制変動の見込みが検討される。前章までで描出されたイスラーム運動が準権威主義体制下で繰り返す行動パターンから、体制の民主化に与え得る影響は限定的であると評価される。第二に、規範的な民主主義理解の観点が挙げられる。これは民主主義を民主的な規範、社会的慣習に現れるものとして理解する立場である。この立場からイスラーム運動が社会を民主化する可能性が検討される。イスラーム運動は一定の局面において民主的な方向に社会を進めるものである一方、それを押しとどめる効果もある。イスラーム運動の政治参加の拡大が体制からの反動をもたらす恐れがあるのみならず、イスラーム運動は多元主義に対して懐疑的であるなど規範面で民主主義と緊張関係を持つためである。

第9章では、各章をまとめた上で、4事例以外の他のアラブ諸国のイスラーム主義運動との比較がなされる。そこでは政治プロセスへ無関心なイスラーム運動であるサラフィー主義運動、社会運動に無関心で政治プロセスに専ら関心を向けるエジプトとヨルダンのワサト党が比較の対象となる。これらの比較から、ムスリム同胞団型の政治・社会両面に軸を置くイスラーム運動は、準権威主義政治によって与えられる政治参加の機会を利用するのに最も適していると評価される。しかし、各章で指摘されてきたように政治参加の過度の追求は運動体内部の混乱を生み、準権威主義体制から脅威と見なされる。したがって、イスラーム運動と準権威主義体制の一方が他方の要求を満たすまで、準権威主義政治が部分的な政治的自由化と弾圧の間で循環するという政治プロセスが続くことになる。それこそが準権威主義体制が招いている事態なのであり、準権威主義体制はこうした政治プロセスを確立することによって体制を継続させているのである。

以上に概観したように、本書ではイスラーム主義運動が元来の広範な社会活動を維持しつつ、準権威主義体制の部分的な政治的自由化と弾圧といった行動との相互関係の中から、選挙に参加するが勝利は志向しないという戦略をとるに至ることが明らかにされている。

著者は比較政治学の知見を用いながら、過去の欧米における中東政治研究に見られる、イスラームという宗教の特殊性を前提とした中東例外論の陥穽に陥ることなく、また冷戦後の政治体制論に内在する民主化バイアスにも注意を払い、地域の実像に真摯に迫ろうとする姿勢をとっている。地域研究と比較政治の間の架け橋を築く優れた研究の一つであろう。特に、選挙に参加するが選挙における勝利を目的としないという政治アクターの存在を指摘した点は、準権威主義体制諸国の選挙研究に有用な視点を提供するものと評価できる。

さらに、2011年以降のアラブ諸国の政治を論ずる上でも本書は有用性を保っている。たとえ準権威主義体制が崩壊したとしても、それは直ちに民主主義体制が樹立されることを意味するわけではなく、新たな体制構築にあたっては不確実性が介在する。現代アラブ政治を研究対象とする評者にとって、著者の主張は2011年以降のエジプトの政治情勢を分析する上でも非常に優れたテーゼであると感じられた。2013年のモルシ政権の崩壊も、著者の主張からは、きわめて合理的に説明できるであろう。

こうした評価が可能である一方、著者の議論は1つの大きな問題を含んでいる。準権威主義体制システム外の要素たる国際的要因に対する考慮が不足している点である。著者は西洋諸国からの民主化圧力は準権威主義体制の行動を制約する1つの条件として認めているものの、分析の俎上には載せていない。著者はこれを体制を取り巻く社会的文脈という言葉で片づけてしまっている。こうした扱いは妥当なものといえるだろうか。

アラブ諸国の政治は国際政治と密接にリンクしており、準権威主義体制の行動もそれに規定されるところが少なくない。例えば、2006年1月のハマースのパレスチナ評議会選挙における勝利は国際ドナーからの援助をストップさせたが、これがハマースに与えたダメージは準権威主義体制の弾圧と比べて取るに足らないものと考えるのは果たして妥当だろうか。少なくとも、もし国際ドナーからの援助が続いていたら、という問いを立てて論ずるならば、別な可能性があったことが十分に推測できる。また、キリスト教民主主義や社会民主主義運動とイスラーム主義運動のアナロジーの限界はここに存する。元来の社会運動としての共通性はあるとはいえ、19～20世紀の西洋諸国と20～21世紀の非先進国とでは、国家の性質の差異が大きい。暗黙のうちに西洋先進諸国の社会的条件を前提としてそれを非先進諸国に当てはめるという手法は、ともすればある種のオリエンタリズムの再現となりかねない。地域研究の知見を活かしつつ、より精緻な政治学的議論の構築が必要であろう。

(渡邊 駿 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科)

Azoulay, Ariella. and Adi Ophir. (Translated by Tal Haran.) 2013. *The One-State Condition: Occupation and Democracy in Israel / Palestine*. Stanford: Stanford University Press. viii+316pp.

パレスチナ問題をめぐる国際世論の動向は、長きに渡って、イスラエルと独立パレスチナ国家が共存する二国家解決案(Two-State Solution)を軸として展開してきた。研究においても、そのことを前提として、より公正な二国家解決案はどのように形成しうるか、あるいはそれに至る交渉はどのような内実を持つのかといったことをめぐり、理論的、実証的な研究が行われてきた。その一方で、パレスチナ／イスラエルの現場においては、二国家解決案の実現性は年を追うごとに狭隘化している現実がある。近年この現実を直視しようとする研究が現れ始めた。本書はそのような著作の中でも、とりわけ衝撃的な実態を私たちの眼前に示すものである。

本書は、アリエラ・アズーリーとアディ・オフィルによる共著である。アズーリーはテルアビブ大学・ミネルヴァ人文科学センターにて、写真や映画などの映像表現を通じた市民社会の構築について研究しており、オフィルは、テルアビブ大学にて哲学および政治理論などの教鞭を執る教授である。本書は2008年にヘブライ語で出版された書籍の三分の一を英訳した上で、内容を一部修正し、出版された。

本書は序章、終章を含む全10章で構成されており、三つのパートに分割されている。第一部「占領体制の略史」では、ヨルダン川西岸地区(以下西岸地区)、ガザ地区という占領地に対するイスラエルの政策の歴史的展開について包括的な分析が行われている。次に、第二部「非市民の統治」では、暴力や権力などを分析軸としてイスラエルによる占領政策に関する構造的な考察が行われている。そして第三部「イスラエル体制」では、それまでの議論を踏まえ、政治学的な分析枠組